

チェックシート（平面・建築物（立体駐車場等）共通）

HP用

駐車場の名称		駐 車 台 数	特定自動二輪車専用（一般供用） （月極・定期等）	（ ）台
区域の面積	m ²		四輪車専用（一般供用） （月極・定期等）	（ ）台
駐車マスの合計面積 （一般供用マスの面積）	m ²		特定自動二輪車、四輪車併用（一般供用） （月極・定期等）	（ ）台
	m ²			（ ）台
技 術 的 基 準				
出入口 （施行令第7条）	道 路 交 通 法 関 係	交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂、トンネルに設けていないか		適 否
		交差点の側端又は道路のまがりかどから5mを超えているか		適 m 否
		横断歩道、自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後5mを超えているか		適 m 否
		安全地帯の左側の部分、又はその部分の前後の側端からそれぞれ前後10mを超えているか		適 m 否
		バスの停留所、又はその標示板から10mを越えているか（バスの運行時間中に限る）		適 m 否
		踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10mを超えているか		適 m 否
	横断歩道橋（地下横断歩道橋を含む）の昇降口から5mを超えているか		適 m 否	
	小学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から20mを超えているか		適 m 否	
	橋に設けていないか		適 否	
	幅員が6m未満の道路に設けていないか		適 m 否	
	縦断勾配が10%を超える道路に設けていないか		適 否	
	前面道路が2つ以上ある場合、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けているか。（歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるときを除く）		適 否	
	駐車マスの合計面積が6,000m ² 以上の場合、自動車の出口と入口を分離し、それらの間隔が道に沿って10m以上あるか（前面道路に中央分離帯等がある場合を除く）		適 m 否	
	自動車の出入口において、自動車の回転を容易にするため（必要があるとき）切取線の長さが1.5m以上の隅切りがあるか（切取線と自動車の車路との角度及び切取線と道路との角度を等しくすることを標準とすること）		適 m 否	
出口から、2m【1.3m】後退した自動車の車路の中心線上1.4mの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右それぞれ60度以上の範囲内の道路を通行する者が確認できるか。		適 否		
車路 （施行令第8条）	自動車が円滑かつ安全に走行することができる車路を設けること。		適 否	
	一方通行の自動車の車路又はその部分の幅員は、3.5m【2.25m】以上あるか		適 m以上 否	
	一方通行の自動車の車路のうち、車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、歩行者用通路でない部分の幅員は、2.75m【1.75m】以上あるか		適 m以上 否	
	その他の自動車の車路又はその部分の幅員は、5.5m【3.5m】以上あるか		適 m以上 否	

※特定自動二輪車：大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く）

※自動二輪車専用駐車場：特定自動二輪車の駐車のための路外駐車場又は路外駐車場の専ら特定自動二輪車の駐車のための部分（駒止め等により特定自動二輪車以外の駐車スペースと区別されたものに限る）

※自動二輪車専用駐車場は、【 】内の数値とする。

※予想しない特殊の装置を用いる路外駐車場については、国土交通大臣がその装置がこの節の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない。（施行令第15条）